

集合住宅等の各戸徴収の許可基準に係る取扱要綱

(令和2年8月25日管理者決定)

(目的)

第1条 神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水規程第3号。以下「条例施行規程」という。）第8条の3に規定する集合住宅等の各戸徴収の許可基準は、料金の各戸徴収を認める条件を規定しているが、この要綱は、その条件に適合していることを確認するための必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「子メーター装置」とは、条例施行規程第8条の3における「受水タンク以下の装置」のうち、子メーターを設置するための装置をいう。

(子メーター装置の工事の申込み及び施行)

- 第3条 子メーター装置の工事（以下「工事」という。）をしようとするものは、工事の申込みを行い、水道事業管理者の承認を得なければならない。
- 2 工事の申込みは、子メーター装置工事申込書（様式1）により行い、給水装置工事申請書兼設計書（条例施行規程第11号様式）を提出しなければならない。
 - 3 工事の設計及び施行は、神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第5条第2項第2号で規定する指定給水装置工事事業者が行う。
 - 4 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行するときは、あらかじめ管理者による工事の設計審査を受け、かつ、工事完成後に水道事業管理者による検査を受けなければならない。
 - 5 第2項に規定する工事の申込みの取消しを申し出るときは、子メーター装置工事取消申込書（様式2）により行う。
 - 6 第2項又は第5項の申込みについて、水道事業管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(子メーターの設置及び保管)

- 第4条 子メーターは、水道事業管理者が設置し、使用者に無料で貸し付ける。
- 2 使用者は、善良なる管理者の注意をもって子メーターを保管し、かつ、子メーターの設置場所にその検針又は機能を妨害するような物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

3 使用者は、前項の管理義務を怠ったために子メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

附則

この要綱は、令和 2年 10月 1日 から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月 1日 から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 6月 18日 から施行する。

様式 1

子メーター装置工事申込書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

次のとおり子メーター装置工事の申込みをします。

		受付 No.
工事場所		
工事 申 込 者	住 所	TEL
	子メーター装置工事の施行は、神戸市水道局が指定する下記の給水装置工 事事業者に委任します。	
受 任 者	氏 名 (ふりがな)	
	住 所	TEL
	指定給水装置工事事業者名	

神戸市水道条例が契約の内容となります。

様式2

子メーター装置工事取消申込書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

工事申込者

住 所

氏 名

受 任 者

住 所

氏 名

下記のとおり工事の取消しを申し込みます。

1. 取消する工事

受付年月日		受付番号		水栓番号	
施工場所					

2. 取 消 理 由 (具体的に記入すること。)

別の工事申込みで撤去したため

受付年月日		受付番号		水栓番号	
-------	--	------	--	------	--

上記の工事を取消して、右記により
処理してよろしいか伺います。

決	担当課長	担当係長	係
裁			

分 担 金	円
完成検査手数料	円
	円
工 事 費	円
違 約 金 (工事費×100/110 の1割)	円
還 付 金	円